

## 市町各種都市計画の決定又は変更に伴う広域調整要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町が、当該市町の行政区域を越えて広域的な影響を及ぼすおそれがあると認められる大規模な集客施設（以下「大規模集客施設」という。）の立地を目的とした各種都市計画の決定又は変更しようとする場合に、県が関係市町に意見の開陳を求める等、広域の観点からの判断を適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「各種都市計画」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域及び同法第12条の4第1項第1号の地区計画等をいう。

2 この要綱において、「大規模集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券売場その他これらに類するもの（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）であって床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものをいう。

3 この要綱において、「関係市町」とは、大規模集客施設の立地を目的とした各種都市計画の決定又は変更（以下「各種都市計画の決定等」という。）を予定している市町（以下「当該市町」という。）に隣接する市町、県で定めた広域都市計画区域で当該市町と同一に属する市町、及び立地する大規模集客施設が土地利用の外部性の観点から影響を及ぼすものと事業者及び当該市町が想定する範囲の市町をいう。ただし、立地する大規模集客施設が明らかに影響を及ぼさないと認められる市町については、この限りでない。

### (広域調整説明会)

第3条 当該市町は、大規模集客施設の立地を目的として当該市町の各種都市計画の決定等を行う場合は、法令等の規定に基づく県への協議に先立ち、県都市計画課に対してその旨を報告するものとする。

2 県都市計画課は、前項の報告を受けたときは、当該各種都市計画の決定等に関する関係市町の意見を聴取するために、関係市町、関係市町を所管する県出先機関の関係各課及び県庁内関係各課（以下「関係市町等」という。）からなる広域調整説明会を開催し、当該説明会において当該市町は関係市町等に対して当該各種都市計画の決定等について説明するものとする。

3 当該市町は、上記説明会を開催するにあたり、事前に関係市町等に対し、説明会における説明概要を情報提供するものとする。

### (説明会開催後の対応)

第4条 前条第2項の広域調整説明会を開催した後、関係市町等は、当該市町の各種都市計画の決定等に関する意見を県都市計画課に対して提出するものとする。

2 県都市計画課は、関係市町等から出された意見について必要な調整を図ったうえで取りまとめ、当該市町に対し広域の観点による県の意見を通知するものとする。

### (公表)

第5条 県は、各種都市計画の決定等に関して広域調整を実施した結果について、その旨を公表するものとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広域調整の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年8月2日から施行する。